

奈良県観光ガイドブック制作等業務委託に係るプロポーザル方式受託者募集 質問及び回答

◆質問 1：特定委託業務共同企業体協定書について

(参考様式)の第11条に「当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。」とありますが、「当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、株式会社〇〇預金口座によって取引するものとする。」という文言に修正し、共同企業体の代表となる企業の口座の取引とすることは可能でしょうか。

⇒回答 1

協定書において代表となる企業が定めてあり、その代表となる企業の口座であれば可能です。

◆質問 2：事業者概要書について

共同企業体で参加をする場合、共同企業体に属する全ての企業毎に概要書を作成して提出すればよろしいでしょうか。または、代表となる企業体の概要書のみでよろしいでしょうか。

⇒回答 2

共同企業体に属する全ての企業毎に事業者概要書を作成して提出してください。

◆質問 3：奈良県観光ガイドブック制作等業務委託仕様書について

5-(1)-④ ガイドブック仕様における、「用紙：マットコート60kg以上」とございますが、当該仕様書外でより最適な仕様をご提案できる場合、その内容を企画提案書にて、ご提案することは可能でしょうか。

⇒回答 3

コート紙またはマットコート紙であれば可能です。厚さは60kg以上でお願いします。